

(別紙様式)

箱根町立小・中学校統廃合準備委員会検討部会の会議結果概要報告書

平成19年9月6日

部 会 種 類	設備・備品調整検討部会（第6回）
開 催 日 時	平成19年9月5日（水） 15時35分～17時50分
開 催 場 所	郷土資料館 学習室
出 席 者	代表：温泉小学校高梨校長、仙石原中学校関野校長
	箱根明星中学校小野教頭、
	湯小：蒲田、温小：藤原、宮小：加藤、仙小：朝倉、箱小：熊坂、
	湯中：今野、明中：池之谷、仙中：下田
	事務局：鈴木担当課長、木辺主幹、関田主査、大津主査
議題及び検討 調整結果等の 概 要	<b>【協議事項】</b>
	1 管理用備品リストの確認について 2 教科用備品リストの作成について
	<b>【確認事項】</b>
	1 寄贈品については、先ず、学校において寄贈者に了承を得てもらう。 （例：PTAからの寄付であれば、PTA運営委員会で報告するなど。）その後、教育委員会で広報等で移設の報告とお礼を掲載し周知するもの。 2 教科用備品についてはその教科が優先することとし、教科側で要望がなければ管理側で扱うこととする。 3 管理用リストの中に教科で扱うものがあるかどうか、重複の有無を教科担当に確認してもらう。（確認は移設元で行う。）※9月13日（木）までに委員会へ提出 4 中学校の教科備品のCリストは、10月19日（金）までに作成し、教育委員会へメールで提出する。 5 現場確認等の作業を行う場合は、各学校長宛に内容を記した文書を出すもの。現地調査等教員が動く場合は特に依頼文書を出すものとする。 6 部活動費で購入した備品（野球のノック用ネットなど）は、「B」リストへ掲載することとした。※9月20日（木）までに委員会へ提出 7 造り付けのため、移設不可の欄に○印が付してあるものについては、先ず、代替品を検討してもらうこととした。（代替品が無く、新規購入の必要性の判断は、次の段階で考えるもの。）
<b>【今後の検討課題】</b>	
1 移設元から備品搬入を受ける際に、受け入れ校の不用備品を移設元に搬出する等の措置をしないと、移設先における搬入場所の確保が困難となることから、対応を考えること。 2 移設の調整後においても、平成20年4月の時点で必要となる数に不足が見込まれる備品（児童・生徒用の椅子・机）が生じた場合は、12月補正に要求してみる方向で考えることとした。（不足備品リストの提出は、9月末とした。）	

## 【協議した主な内容等】

### 1 管理用備品リストについて

- (1) 備品を「B（業者による移設）」と「C（町のトラック等を使用し職員が移設）する」に分類したものであるが、「B」についてはどこの学校であっても3月中に移設を行う。「C」についてはその後順次移設する。
- (2) 寄贈品については、先ず、学校において寄贈者に了承を得てもらう。  
(例：PTAからの寄付であれば、PTA運営委員会で報告するなど。)  
その後、教育委員会で広報等で移設の報告とお礼を掲載し周知するもの。
- (3) 管理備品リストを基に再度確認を行ったもの。(詳細別添)
- (4) 管理備品リストの中で教科において必要となる備品があるかどうか、重複の有無をもう一度教科担当に確認してもらう。(確認は移設元が行うこととした。) ※9月13日(木)までに委員会へ提出

### 2 教科用備品について

- (1) 教科用備品についてはその教科が優先することとし、教科側において要望がなければ管理側で扱うこととする。
- (2) 中学校の教科備品で「C」となるリストを10月19日(金)までに作成してもらうこととした。

### 3 その他

- (1) 現場確認等の作業を行う場合は、各学校長宛に内容を記した文書を出すもの。現地調査等教員が動く場合は特に依頼文書を出すものとする。(各校・各担当者が、同じ認識・理解の上で作業を行う必要があるため。)
- (2) 部活動費で購入した備品(野球のノック用ネットなど)は、「B」リストへ掲載することとした。 ※9月20日(木)までに委員会へ提出
- (3) 造り付けのため、移設不可の欄に○印が付してあるものについては、先ず、代替品を検討してもらうこととした。(代替品が無く、新規購入の必要性の判断は、次の段階で考えるもの。)
- (4) 移設の調整後においても、平成20年4月の時点で必要となる数に不足が見込まれる備品(児童・生徒用の椅子・机)が生じた場合は、12月補正に要求してみる方向で考えることとした。(不足備品リストの提出は、9月末とした。)

## 【次回開催】

日 時 10月9日(火) 14:30から

場 所 町郷土資料館学習室

以 上